

日本人の平和認識 — 英国学派の「多元主義」 「連帯主義」論争に照らして

佐 藤 誠

目次

1. 問題提起
2. 新聞社説にみる戦争と平和観
3. 多元主義・連帯主義論争
4. 日本の平和研究における「現在の戦争」についての認識
5. 結語

1. 問題提起

アルジェリアの天然ガス・プラントがイスラム過激派テロリストの攻撃を受け、日本人10人を含む50人近い人質が殺害された2013年1月の事件は、ジョージ・W・ブッシュの始めた「テロとの戦い」が完全な失敗に終わり、かえってテロリストを全世界に拡散させた実体を浮き彫りにした。また海外に長期滞在して働き暮らす日本人だけでも2011年現在、118万人（外務省領事局政策課）に達するいま、日本列島の内だけでは日本人の安全は守れないこと、紛争地帯も含む世界の平和と安全なくして日本人の平和と安全はないことをあらためてわれわれに教えた。日本人はこれまで日本列島をめぐる平和と安全には関心を示してきたが、世界各地で頻発する戦争や武力紛争については、自らの問題として受けとめて世界の平和に日本がどのような寄与をするか、真剣に考えることはなかったのではないだろうか。本論は、日本人の平和認識にどのような特徴がみられるかを考察するとともに、その平和認識と深く関わる日本の平和学が、日本列島の外で起きた戦争と平和についてどのように論じてきたかを検討する。

そのために国際関係論英国学派の内外で交わされている「多元主義」対「連帯主義」の論争に注目し、主権国家ないし「崩壊国家」の領域内における大規模殺戮や人権侵害に対して、国際社会は人道を目的にどこまで介入できるかという課題をめぐる論点を参照する。

以下、まず2012年8月15日の「終戦（敗戦）記念日」に発表された新聞社説を分析し、そこに反映された日本社会における戦争・平和観の特質把握を試みてから、「多元主義」「連帯主義」論争の論点を概観し、ポスト冷戦期の平和学のテキストや研究書が、日本列島の外で起きた戦争にどのように関わるべきと論じているのか、越境する平和構築活動も視野に入れつつ、考察したい。

2. 新聞社説にみる戦争と平和観

2012年8月15日、全国紙の『朝日新聞』『日本経済新聞』『毎日新聞』『読売新聞』4紙は、いずれも朝刊の社説で67年前の敗戦の日を取り上げた。ここではまず、イシューや叙述の仕方でも典型をなすと見られる『毎日』の社説を取り上げて見てみよう。

その叙述は次のような構成になっている。まず、67年前のあの日の思い出。新潟県十日町市の婦人学級グループがまとめた346ページにおよぶ証言記録「戦争の記録 語り継ぐあの日あの時」が引用される。天皇の玉音放送、朝鮮からの引き上げの途次で失くした自分の子供2人の埋葬……。戦争が国民にどれほどの犠牲を強いたのかを静かに語る体験者の言葉。だが、人の命に限りがある以上、体験者もやがては消えていく。このグループも「語るべき人が鬼籍に入り、事務局自体も高齢化したため」この冊子発行をもって活動を終えるという。

これにたいして社説が提示する対処策は「戦争を知らない世代が率先して、記録を集め、かつ保管し、孫子に語り継いでいく」こと、すなわち、歴史に学び歴史的経験を継承していくことである。社説は言う。「過去を振り返るだけではなく、今に目を転じなければならない」。今の課題とは、ひとつには、中国の台頭と尖閣諸島などの領土問題の顕在化によって日本の安全保障環境が変化したのに対処する総合的外交・安全保障政策を構築することであり、もうひとつには、アジア諸国に損害と苦痛を与えた歴史を風化させないことである、という。

『毎日』以外の各紙はどうか。

『日本経済』は、経済の停滞による主要国の権益争いが激しくなる一方、国内では政党の不毛の争いが続く状況が戦前に似てくるなかで「いつか来た道にならないためにも、歴史に学ぶ姿勢を大事にすべき」ことを主張する。具体的な対処策は、戦争の直接体験者の話を聞くことができるのもそう長いことではないから「証言の聞き取りや整理、新たな語り部の育成に国を挙げて取り組む必要がある」というもので『毎日』と同じである。そのうえで、中国や韓国との関係に配慮して靖国神社でA級戦犯を分祀することを一つの方法として提起している。

『朝日』の場合は、論点を竹島、尖閣諸島問題で露わになった韓国、中国との歴史認識をめぐる対立に焦点を当てている。対立の背景には、グローバル化のもとで進む競争激化と格差拡大に一国単位では有効な手立てを講じられない政治家たちが不満を外に向けようとナショナリ

ズムを煽る点にある，という。「大事なことは，基本的な事実認識を共有しながら，相互理解を深めることである」。

『読売』も，近隣諸国との歴史認識の相違に焦点を当てているが，近隣国として韓国とロシアを対象としていること，「韓国やロシアの主張する『歴史』が世界に拡散しつつある」点に焦点を当てている点が他紙と異なる。具体策として提起しているのは「竹島，北方領土，そして慰安婦などの歴史の事実関係を，国内はもとより，広く海外にも説明」することである，という。

地方紙については全体の詳細はわからないものの，有力紙のひとつ『京都新聞』の場合は『毎日』などと類似した論理構成を示している。まず宇治市の旧伊勢田村の共同墓地を訪ねて，村出身の戦死者43人の墓参りをするとところから始まる。310万人に上る戦没者に心を寄せ不戦を誓いたい。だが，戦争の直接体験者はいずれ一人もいなくなる。「戦争体験を語り継ぐ試みは最後まで大切にしたい・・・先人の心の叫びを読みつなげ，最大の人災である戦争を永久に回避する知恵を探し出したい」。このあと平和をめぐる現実として普天間飛行場へのオスプレイ配備問題に触れ，問題解決に向けた道筋を早急に探るべきことを主張する。身近な戦争の被害に着目して歴史の記録にとどめることの重要性を強調したあと，現在の平和と戦争に関わる問題の事例に言及し具体的な対処策を提示するに至るまで，『毎日』と組み立てはほとんど変わらない。

新聞による違いはもちろん無視できないが，そうじて二つの共通する特徴がみられる。一つ目は，アジア太平洋戦争の惨禍の記憶を引き継いでいくことこそ，平和のために日本人がなすべきことであるという認識である。戦争で家族や近しい人を奪われた人々にとって「戦没者を追悼し平和を祈念する日」（閣議決定による正式名称）である8月15日は，なによりも追悼と慰霊の時である。生き残った者として「死者に申訳ない」（川本三郎）という心情もそこにはあるのかもしれない。戦争の記憶を若い世代に伝えていくことが大切だ，という思いは自然と導き出されたといえる。とはいえ，何を伝えるかは簡単ではない。後述するように，一人ひとりの責任を突き詰めぬまま誰をも戦争の被害者にしてしまう傾向があるという批判や，アジア地域での加害認識をめぐる社会的亀裂が生じているからである。

二つ目は，それとは対照的に，いずれの社説も東アジア地域以外の国際社会における戦争と平和の問題に日本人がいかに関わるかについてほとんど触れていないことである。日本人の戦争と平和についてのそうした見方が社説に反映した，とみることもできるであろう。平和が本質的に全人类的なものであるにもかかわらず，多くの日本人にとって，たとえば中東やアフリカ地域でいま起きている戦争・武力紛争・暴力は，アジア太平洋戦争における自国の戦没者を追悼し戦争体験を語り継ぐほどには，自らが関わる課題としては認識されていない。西ヨーロッパや北アメリカの先進国社会にも同じような無関心は存在するだろうが，人権・環境・ジェン

ダーなど地球大のイシューに取り組む市民社会の活動が日本よりはるかに活発であることを考慮すると、「過去の戦争」についての歴史的記憶に対する関心の相対的高さと、いま起きている「現在の戦争」に対する関心の相対的低さは、日本でひととき強いコントラストをなしていると言えるのではないか。

そのことは、同時代の他地域の戦争や暴力についての関心が低いというだけにとどまらない意味をもつ。グローバル化が進む世界経済の中で商品、資本、情報、労働などの越境移動を通じて世界と結びつく日本にとって、資源の産出地、製品の輸出先、さらには交易ルートとしての可能性のある紛争地での暴力噴出は、時に日本の経済社会に直接的な打撃をもたらす。たとえば内戦が続く東アフリカのソマリアは日本との直接的な経済関係がほとんどないにもかかわらず、内戦当事者の軍閥が関与するソマリアの海賊は、2011年に世界で起きた海賊被害件数の54%（ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会）を占め、周辺海域を通過する多数の日本船に脅威と被害をもたらし、自衛隊の護衛艦2隻が派遣されるにいたっている。また、すでに述べたように、北アフリカではアルジェリアで、2013年1月に日本人10人がイスラム過激派テロリストによって殺害された。グローバル化が進むなかにおける他地域の戦争や紛争が、日本人の日常生活を脅かす問題となっていることは確かだ。

世界で生じている戦争や暴力に目を向けないまま過去の戦争の記憶に努めるだけでは、今ある戦争や暴力についてだけでなく、日本を取り巻く地域で生じるさまざまな国際問題を冷静に判断する力を養えないのではないか。領土問題をめぐる日中、日韓の対立について一部の世論やジャーナリズムがみせる過剰な感情的対応は、その懸念を裏付けるかにみえる。

なお、新聞社説と同じように、8月15日には各政党も談話を発表する。これらの談話を讀んだとき、かりに保守系政党（自民党、民主党）と革新系政党（共産党、社民党）に二分すると、両者の間には明らかな違いがあることに気付く。保守系は「イランや北朝鮮など、新たに核保有を目指さんとする国が有る・・・世界各国との友好関係をさらに深化させ、国際社会の先頭に立ち、アジア太平洋地域、並びに世界の平和と発展のために不断の努力を重ね続けていく」（自民党総裁）、「世界では、地域紛争やテロ、暴力の連鎖が絶えません。人類は、核兵器など大量破壊兵器の脅威に晒（さら）されており…国際社会としっかりと手を携えて、戦争につながる課題の解決に取り組む（民主党幹事長）と、通り一遍という批判はありうるにしろ、現代世界の戦争と平和をめぐる問題に多少は触れている。ところが革新系は「今年は、日米安保条約が1952年に発向して六十年…日米安保条約を廃棄してこそ、基地問題の解決の道も、日本と東アジアの安全保障の道も開かれる」（日本共産党書記局長）、「アジア近隣諸国民に与えた多大な苦痛と損害など、戦禍の深い傷は67年経たいまもなお消えることはありません・・・世界各国でも、脱原発の機運は高まっています」（社会民主党）と、やや性格が異なる原発の問題を別にすると、戦争の危機はもっぱら東アジアの問題として捉えられており、グローバルな

問題への言及はない。

戦後、とりわけ55年体制下の政党間競争において、反戦と平和を掲げて労働組合や市民社会組織とも連携してきたのは、保守よりは革新、左翼の側だった。だが、この声明や談話をみるかぎり、55年体制の終わった21世紀の今日でも、その視野はなお東アジアにとどまり、地球レベルの戦争や暴力に対する関心へと展開していない。

たしかに、世界における「現在の戦争」を評価することは容易ではない。その多くが国家間戦争ではなく、非国家主体によるテロを含む内戦や武力紛争、時には組織犯罪との境界すら曖昧な組織的暴力（「新しい戦争」）である（カルドー）。しかも、武器や戦争経済さらには周辺国やテロ組織の支援を通じてこれらの紛争の多くは越境しており、主権国家への介入という国際社会の規範に関わる問題にも踏み込まざるをえない。日本の平和学がこの難問とどのように取り組んできたのかを考察する前に、この点で理論的な示唆を与えてくれるであろう、国際関係論英国学派における多元主義的立場と連帯主義的立場の間における論争を次にみてみよう。

3. 多元主義 - 連帯主義論争

主権国家の排他的権力と、国家を超えた人類の連帯のうち、どちらに重点を置いて国際社会を理解するかをめぐって、英国学派では多元主義的立場に立つ論者と連帯主義的立場に立つ論者の間で議論が交わされてきた。ここでいう「多元主義」とは、権力を特定の個人や機関に一元的に集中させずにさまざまな政党や組織が競合するなかで権力の交替と社会全体の利益実現をめざす、一国内のリベラル・デモクラシーのあり方としての「多元主義」のことではない。国際関係の主要な担い手を主権国家としその排他的主権には踏み込まない、という立場である。ただし、主権国家からみれば、国際的な「多元主義」により各国家の主権が保障されてはじめて、国内の多様性すなわち国内的な「多元主義」も守られるという説明がなされる（Hurrell, p28）。これに対して連帯主義は、国際関係においても国境を超えた人類としての連帯を優先させて、必要があれば国家への介入も辞さないとする立場として、おおよそまとめられる。

英国学派において二つの立場の違いに着目し最初に論じたのは、学派の中心メンバーの一人、ヘドリー・ブルとされる（ブル（2010）；Wheeler（2000）, p11）。ブルは、マーティン・ワイトの考え方を引き継いで、国際思想が「国際政治を闘争状態とみなすホップズの（あるいは現実主義的）伝統」「潜在的な人類共同体が国際政治においても機能していると見るカント的（あるいは普遍主義的）伝統」「国際政治は国際社会の枠内で発生するとみなすグロティウスの（あるいは国際主義的）伝統」の三つの伝統から成っていると説明した（ブル（2000）, p32）。国際関係においては戦争も一つの制度とするブルは、人類共同体を強調する普遍主義を退けるいっぽう、国家が絶えず利益を求めて相争うアナキーなシステムとして国際関係をみる現実

主義の主張を一面では認めつつ、利益を守るためこそ各国家は「主権」「内政不干渉」などの規範を守り共通の制度を機能させている点で国際関係は一つの社会、すなわちアナキーな国際社会だと指摘して、国際主義的伝統に近い立場を示した。

多元主義と連帯主義の論争から見た場合、国際主義に拠る国際社会論では二つの潮流を区別することが重要だ、とブルはいう。グロティウス自身は「法の執行に関して国際社会を構成する諸国家が連帯している」と捉える点で「連帯主義的」であるのに対して、20世紀の新グロティウス主義者は「諸国家はこの種の連帯をせず、ある最低限の目的のためにのみ合意しうる」に過ぎないと見る点で「多元主義的と呼べる」（ブル（2010），p44）。すなわち、この時点におけるブルにとって連帯する主体は国家であった。それは「主権国家システムの新しい段階を表わすもの」であり、したがって国連などの諸機関は「国際秩序のグロティウスの・連帯主義的理論の実現を意味する」（ブル（2000），pp286-287）。国家の連帯を核心に据えるブルのこの理解は、国家を超えた人類的連帯を強調する現在の連帯主義とは異なり、むしろ多元主義といえる。

ブルの議論においてもうひとつ重要な点は、国際政治の重要問題である「秩序」と「正義」の問題、適切なバランスをどのように打ち立てるかという問題を提示していることである。主権国家システムのもたらす秩序と世界政治における正義の要求の間には、絶えず固有の緊張が存在することをブルは認めたとうえで、人類共同体的な立場からの正義の実現要求にたいしては懐疑的な態度をみせる。正義の追求が現に存在する主権国家システム秩序と衝突しうるし、人権のための行動も主権国家を媒介する。そもそも「正義は、秩序という背景があって、はじめて実現できる」（同上，p109）。ここでもブルは多元主義的であった。ただし、晩年のブルは人類共同体的立場からの連帯主義に近づくのだが（Wheeler（1992））。

近年の学派の議論における連帯主義については、代表的な論者とされるウィーラーの *Saving Strangers* をみてみよう。ウィーラーが考察の中心におき、われわれに突きつけているのは、カンボジアでポルポト政権が行い、ルワンダで反政府勢力の武力攻勢に曝された政府がエスニック対立を煽ることで行ったことを代表的事例とする、自国民の大量殺戮ないしはジェノサイドに対して、国際社会はどう対処すべきか、という難問である。ウィーラーは、カンボジアのポルポト政権を打倒したベトナムの武力介入（1979）、パキスタンの東パキスタン（バングラデシュ）への進攻と住民殺戮に対するインドの武力介入（1971）、ウガンダのアミン政権の自国民殺戮に対するタンザニアの武力介入（1979）を具体的な事例として分析したうえで、いずれも、4つの規準に照らして人道的介入^{注1}として受けとめるべきだと主張する。4つの規準とは、トマス・アクィナスが正当な戦争、正戦論の規準を定めて以来の伝統を踏まえたもので、①（殺戮をやめさせたいという）正当な原因（動機）に基づく、②さまざまな手段を尽くした末に最後の手段として武力が用いられる、③相手の暴力の程度に対応して武力を使い過剰反応をしない比例原則に基づく、④武力行使が人道的に肯定的な結果をもたらしうること一である

(Wheeler (2000), p34)。

だが、現実には、介入をした国々は国際社会の非難を浴びた。たとえばインドの軍事介入に対しては、中国が問題はパキスタンの内政問題だと主張し、東パキスタンにおける住民の被害を理解していたアメリカ合衆国もインドの行為を非難した (ibid, p65-76)。ベトナムのカンボジア介入も、いかなる国家体制であれ外部から介入によって転覆させることを認めるならば国際法と国際秩序維持そのものを究極的には悪化させるという理由から、批判された (ibid, p93)。これに対してウィーラーは、たとえばベトナムの介入が人道的動機から行われなかったにしても、ポルポト政権による自国民殺戮を終わらせたことは事実であり、人道的結果 (humanitarian outcomes) をもたらしたことは無視できない、と反論する (ibid, p106)。

ウィーラーによれば、ベトナム、タンザニア、インド各国が関与した武力介入では、軍事力が残虐行為を止める唯一の手段であったうえ、動機や手段が人道的な結果と照応することから、これらの諸国の行為は正当化される (ibid, p295)。多元主義者は人道的介入が国家間秩序を崩壊させると批判するが、国益を守り国際秩序を促すことと人権執行は両立するし、秩序対正義という多元主義者の議論は人道的介入による秩序への脅威を誇張している、という (ibid, p309)。

それでは、多元主義者は現代の国際関係をどのように理解しているのか。代表的論者の一人と見られているジャクソンの *The Global Covenant* を取り上げてみよう。

ジャクソンは、国際関係において越境する活動が増大することで国家の制度が弱体化することはあっても、それが直ちに国家主権への挑戦となるわけではない (Jackson, pp31-36) とみる。「政府と NGO が相互に影響を与え合う」という見方は、国家の排他的な法的地位と主権の完全な誤解に基づいているし、「グローバル市民社会がグローバル国際社会に取って替わりつつある」という言い方も、国際社会の性格に対する誤解に基づく (ibid, p107)。人道的介入が認められるとすれば、①国際秩序の維持のためであり、②相手国の同意があり、③目的が人道主義的である—という場合に限られる、という (ibid, p251-252)。

ジャクソンの考え方を整理すると、介入一般を否定しているわけではなく、状況によってはありうるが、あくまで当該国の政府がそれを受け入れた場合のみ、ということになる。すなわち「連帯主義が多元主義の下位に位置するのは明白である」 (ibid, p289)。だが、自国民を殺害している抑圧的政府が、他国なり国連なりの介入要請にそのまま応じるだろうか。ジャクソンにこうした立場を採らせた一つの背景は、たとえば EU をボスニアやコソボへの介入へと向かわせたものが西欧的価値の伝播志向ではなかったか、という彼自身の批判である。

ジャクソンは言う。多元主義者は、たとえば人権という教条のように「すべての価値を判断できる最上の徳があるとする普遍主義的かつハイラーキカルな主張には抵抗する」。他方でジャクソンは、異なる文明の間では価値の比較をすることはできないし、交通やコミュニケーション

ンを交わすこともできないという、相対主義者の主張も退ける。「したがって、多元主義の中には、多様性と共通性の間での緊張が存在する・・・そこで示唆されるのは、国際文明の最小限論（ミニマリスト）である」（ibid, p408）。すなわち、最小限論の国際文明の存在をジャクソンは認める。この部分は、リンクレーターの文明化過程と国際社会の形成との密接な関わり、という議論を思い起こさせる（Linklater）。

以上のように、ウィーラーとジャクソンが代表する連帯主義と多元主義の比較検討からは、次のようなことがいえるであろう。

第一には、国家を超えた人類共同体としての連帯を重視するのか、それとも国際社会を構成する単位としての国家の主権を上位におくかという課題をめぐって、優先順位の点では両者の判断が分かれたが、他方の要素の重要性は認識していた。

第二は、それぞれの議論にはなお不十分なところがある、たとえばウィーラーは連帯主義の観点から、人道的危機を終わらせるためには武力介入して相手側に死傷者が出ることも受け入れられなければならないとして、英国本土そのものがドイツ空軍の都市爆撃に曝されていた1940年に英国空軍が行ったドイツ都市爆撃を念頭に、ウォルツァーの最高度緊急事態（supreme emergency）という概念に依拠する。「国家存続をかけた例外的な状況においては、指導者が市民の殺戮禁止を破らざるをえないことはありうる」という解釈である（Wheeler（2000），p50）。だが、ウォルツァーが、1945年のドイツ降伏間際に行われて市民3万人以上が犠牲になったと言われるドレスデン爆撃を含めて、連合軍の都市爆撃で30万人のドイツ市民が犠牲になったこと、さらには同じロジックがトルーマンの広島・長崎に対する原爆投下の決断を導いたことまで視野に入れて慎重に検討している（ウォルツァー、16章）のに比べると、ウィーラーの分析は浅い。

他方、ジャクソンは多元主義の観点から「介入は例外的な国際行動」であると述べる（Jackson, p252）。逆に言うならば、状況によっては介入を認めることを示唆したことになるが、相手側の同意を必要条件とすることで、自国民を迫害、殺戮する権力者の受諾という事実上まずあり得ない状況を提示するだけに終わっている。さらに崩壊国家の場合、介入を要請または拒否できる正統政府はないとしても、なお部分的な実効支配権力—それはおおむね内戦の当事者でもある—が受諾した場合、それをどう判断するかという問題が残る。

第三に、連帯主義的立場と多元主義的立場の間の論争は、英国学派だけに限られた一時的現象ではないことを忘れてはならないだろう。すでに20年以上前にブラウンは国際関係の諸理論を分かち規範的分類として、コスモポリタニズムとコミュニタリアニズムの二分法を提示した（Brown, Chapter 1）。最近ではシャブコットが2010年刊行の『国際倫理学』のなかで、コスモポリタニズム対アンチ・コスモポリタニズムという議論枠組みを示し、自身の立場を連帯主義的なコスモポリタニズムに基本的に置いたうえで議論を進めている（シャブコット）。さ

らにブルが提示したように、国際社会における秩序と正義をめぐる議論としても展開されている。

そのことは、冷戦後の国際社会においていぜん基本単位である主権国家と加速するグローバル化のもとで無視しえぬ影響力を発揮しつつある越境的主体との関係性について、あるいは「崩壊国家」のもとで暴力と飢えに苦しむ多数の国内避難民への対処について、われわれが否応なしに向き合わなければならなくなっている現実を反映している。そうであるならば、同じポスト冷戦期の国際社会に生きる日本の平和学では、この問題についてどのような議論がおこなわれてきたのだろうか。

4. 日本の平和研究における「現在の戦争」についての認識

日本の平和研究のパイオニア、坂本義和は2012年11月に行った講演で、平和研究は『『平和の』研究でなく『平和のための』研究』であって「パシフィスト志向」と「生命を守るという価値観」に裏付けられている点に大きな特徴があると述べた（坂本）。ここでのパシフィスト（パシフィズム）は、平和主義者ないし平和愛好家という意味あいでは使われている。これは日本におけるパシフィズムの一般的な理解と同じで、たとえば『リーダーズ英和辞典（第2版）』は「戦争（暴力）反対主義、反戦論、平和論、平和主義、無抵抗主義」などの訳語を *pacifism* に充てている。

パシフィズムの伝統がある欧米でも、大陸ヨーロッパでは国際の平和と理解のために行う努力はすべてパシフィズムに含めるのが通例であるのに対して、米英では戦争への関与を拒否する行為に限定するのが普通である、という違いがあるという（Brock and Young, Preface）。テイクマンは、パシフィズムを戦争への反対と理解する人々とあらゆる暴力への反対と理解する人々がいることを認めたとうえで、前者が正しいとする。「パシフィズムは、戦争と平和についての単一のまとまった理論というよりは、関連する諸理論の集合」であり「戦争へ反対するという共通の特徴をもつ一群の理論ないし信条」の呼び名である（Teichman, pp1-2）。

幅広く解釈するテイクマンとは逆にシーデルは、パシフィスト（*pacifist*）と同様の意味合いで使われることがあるパシフィシスト（*pacifistic*）との区別を主張する。パシフィストはいかなる戦争であれ参加することを拒否するが、パシフィシストは戦争を防止するためには軍事力の統制的使用を受け入れる、という違いがあるという（Ceadel, pp1-8）。シーデルはパシフィストをいわば絶対平和主義者に限定し、他の論者ならパシフィストとみなすであろう人々をパシフィシストと呼ぶべきだと言っているわけである。

まとめると、パシフィズムをあらゆる暴力への反対とする立場と戦争への反対とする立場があるなかでは、後者が大勢を占める。後者はさらにいかなる状況においても武器を取らない立

場（絶対平和主義）と、状況によっては武装し戦争に応じる立場に分かれる。絶対平和主義は特定の宗教や信条の持ち主に限られる傾向があるので、一般的な理解でいえば、パシフィストとは不正な侵略に対しては武器をもって立ちあがるが、普段の状況下では戦争を望まない平和愛好家ということになる。だが、そうなれば世界の人々の圧倒的多数はパシフィストともいえるし、この語の独自の意義はどこにあるのかという疑問も出てこよう。

示唆を与えてくれるのが、*Oxford English Dictionary* 第二版（2012 update version）の定義だ。「戦争に代替する実現可能かつ望ましい平和的な手段を信じること、またはそれを唱道すること」「紛争とりわけ国際問題をめぐる紛争を解決する手段としての戦争とあらゆる形の暴力的行為を拒否する一群の教条（を支持または唱道すること）」。すなわち、単に平和を愛好するだけでなく、国際社会の戦争や暴力に対して現実的な代替案を唱道する行動派のイメージがこの定義の背後からは浮かび上がってくるのである。

以上のようにパシフィズムを理解したとき、日本の平和学の土台にある平和思想がパシフィズムだとすれば、日本の平和研究は国際社会でいま生じている戦争や武力紛争に対してどのような実現可能な代替案を提示しているのだろうか。

われわれはさきに、「過去の戦争」の記憶には努めるが「現在の戦争」には関心を寄せない日本人の平和意識をみてきた。実証的な歴史学の視点からも、日本人の平和意識に対する批判が行われ始めている。現代史家としてアジア地域における戦争犯罪の研究を積み重ねてきた林博史は、日本人の戦争責任認識を考える中で「憲法九条あるいはそれを支えた日本人の平和意識・平和運動のあり方に疑問と批判をもつ」に至ったという（林、p5）。日本人の戦争責任認識を示す例として林が挙げたのは、たとえば上官の命令で捕虜刺殺に関わった二等兵がBC級戦犯として死刑になるという映画の「私は貝になりたい」である。実際の戦争裁判では命令に従っただけで死刑になった二等兵はいない。問題は、このフィクションをなぜ多くの日本人が真実だと信じて共感したかだ。それは、善良な我々庶民はみな戦争に巻き込まれた被害者だったと思いきみたいからではないか。これは、林より30年以上前に初出の「戦後イデオロギー論」で安丸良夫が「多くの民衆は、戦争と敗戦にいたる過程を『ダマサレタ』という論理でとらえて納得したが、そこには、戦争責任をみずからのものとする意識が欠落している」と指摘していたことを思い起こさせる（安丸、p214）。

林はそこから戦後日本の平和主義の考察へ進む。多くの日本人が、戦争そのものが悪であり、憲法九条はそれを裏付けるものとして理解してきた。他方で、侵略戦争は悪いともいう。だが、侵略戦争が悪いということは、侵略ではない戦争があることを前提にしている。その点に無自覚なまま、多くの日本人は「戦争ではどっちもどっち」だから「すべての戦争を放棄する」と憲法九条を支持してきた。それは個人の責任が問われない「責任なき平和主義」にほかならない（林、pp63-76）。

林のこの批判は、侵略に抵抗する戦争を肯定すること、つきつめると正戦論を含意する。だが、林自身は「戦争自体を否定することはいい考え方だ」（同上、pp63-64）と述べただけである。林は「グローバル化の時代に自国本位では通用しない」（同上、p150）とも述べているものの、実際に現在の国際社会の出来事で言及しているのは、東アジア地域の独裁政権と2001年に南アフリカのダーバンで開催された反人種差別世界会議のことぐらいで、現在の戦争に触れているわけではない。

やはり歴史学の立場から吉田裕の『日本人の戦争観—戦後史のなかの変容』は、アジア太平洋戦争を中心とする近代日本の戦争についての日本人の認識が、戦後社会においてどのように変容してきたかを詳細に論じている。ただ、ここでも、1945年の日本の敗戦から同書の最初の版が刊行された1995年までの半世紀にわたり世界各地で繰り広げられた「現在の戦争」は、唯一の例外を除いて、出てこない。唯一の例外はベトナム戦争である。そこでは、日本の市民が加害者になることも被害者になることも拒否した例として「ベトナムに平和を！市民連合」（ベ平連）の思想と運動が評価されている。反面、日本の世論について「日本人の多くは、民族自決権の積極的な承認の上に北ベトナムや南ベトナム解放戦線の立場を支持していた訳では必ずしもなく、むしろ、日本が戦争にまきこまれることに対する強い危機意識から」アメリカの政策を批判した、という（吉田、p153）。つまり、日本人の多くが民族解放闘争を支持していた訳でないことが、批判的に記述されているわけである。武力解放闘争は正戦論を前提とするが、この点について吉田は触れていない。

日本平和学会は、学会設立30周年を記念して2004年に4巻シリーズ「グローバル時代の平和学」を刊行した。第1巻『いま平和とは何か—平和学の理論と実践』では8章「平和主義とは何か」で、藤原修が戦後日本で頻繁に使われてきた平和主義を検討している。この言葉が「戦後日本政治のキーワード」として使われながら、その解釈が人によってまちまちであったことを考えると、議論を生産的なものとするためには何が平和主義であるかを明らかにすべきであると藤原はいう。たとえば特定の宗教観から兵役を拒否するのは、「正しい教義」の信奉者として「不正な社会」への関与を拒否するエリートの分離主義であり疑似平和主義に過ぎない。さらに「『自分たちさえ安全であればよい』という利己の立場（国民規模では『一国平和主義』）」も「自己・自国だけでなく、広く社会・世界において実現」をめざす普遍主義的立場に立っているとはいえない。それも疑似平和主義にすぎない、という（藤原修、pp219-224）。

続いて平和主義の類型化が行われ、絶対平和主義に対して「戦争を一般的に否定するが絶対平和主義までは徹底しない平和主義」として「国際協調、軍縮その他、戦争廃絶に向けたさまざまな改良的なステップ」に努める立場が相対平和主義と呼ばれる（同上、p225）。同時に、新たな類型としての「聖戦」論が提起される。「平和の実現のためには、防衛主義以上の軍事力行使をためらわず、侵略戦争すら肯定する立場」（同上、p226）であって、これが人道的介

入を正当化するという。そのうえで、日本の平和主義が絶対平和主義を基調としてきながら、それでは政治的選択の対象とならないため、現実には多くの者が相対平和主義に立っていることが論じられる。

日本の平和主義が、理念としての絶対平和主義と現実の政策としての相対平和主義の二重構造から成っているという指摘は鋭い。だが、そうした現実にたいして平和主義はどう維持ないし変容すべきなのか。あるいはオルタナティブがあるのか。「一国平和主義」が疑似平和主義だという前半の議論を受けるならば、それを打破し国際平和に寄与する道筋は何なのか、記述からは答えは見つけにくい。

人道的介入を聖戦と等値することはどうであろうか。最上敏樹は「市民的介入」「もうひとつの人道的介入」である非暴力的な人道的介入が理論的にも実践的にも存在するという。「真剣に『人道的介入』を言うのなら『武力介入』を語るだけでは不十分だ」(最上, 5章)。たしかに抑圧的政権の下では、国境なき医師団のような NGO が国内避難民に対して行う救急医療や支援物資配布などの緊急援助活動すら認められないことがあり、そうした場合、NGO の側は政府の監視の目を盗んで(すなわち、対象地域の政府の意向に反して)国境を越え、集中的に活動したあと再び国境を越えて退去するということは珍しいことではない。

ラムズボサムとウッドハウスは、人道的介入を単に軍事力の使用の有無だけで二分するのではなく、微妙に異なる三種類の形容詞で基準を設け、その組み合わせによって性格の異なる人道的介入の特質を明らかにすることを提案する。coercive (non-coercive) = 威圧的(非威圧的), forcible (non-forcible) = 強制的(非強制的), military (non-military) = 軍事力を伴う(軍事力を伴わない), である。その結果、各国政府(国連や地域共同体メンバーとしての国家を含めて)による人道的介入には、人道的目的という点では同じながら、ソフトなものからハードなものまで段階を踏みながら次の4種類があるという。

a) 非威圧的で軍事力を伴わない人道的介入 = 分裂した国家の一方を承認する(あるいは承認を取り消す)ことなど。

b) 非強制的で軍事力を伴う人道的介入 = 受け入れ国の承認に基づく平和維持活動のほか、空からの救援の必要性や兵站の即応性などの理由で軍隊が使われる自然災害救援活動など。

c) 威圧的で軍事力を伴わない人道的介入 = 経済制裁など。

d) 強制的で軍事力を伴う人道的介入 = 軍隊による平和維持活動など。

他方、NGO などの非政府組織による人道的介入は、いずれも非強制的で軍事力を伴わない人道的介入である(Ramsbotham and Woodhouse, pp106-135)。

以上のような議論を参照すれば、軍事力を伴う人道的介入の場合でもすべての実行主体が侵略戦争肯定の立場に立っているとはいえない。宗教やイデオロギー布教のために行われてきた古代以来の聖戦を、ポスト冷戦期のコンテキストでの是非が問われることが多い人道的介入と

同一レベルで比較することができるだろうか。フィンモアは、19世紀末に起こったアルメニア人殺戮に対してヨーロッパ諸国がオスマントルコに圧力をかけた例などをあげて、人道的介入が第二次大戦後に生れた現象ではないと指摘する。同時に、かつては救済の対象とされたのがヨーロッパのキリスト教徒だけだったのが、20世紀後半には人種などを問わずにすべての人間が救済対象となったことにより、人道的介入の質が変わったことを強調している（Finnemore, Chapter 3）。

やはり戦後日本の平和主義を問い直した藤原帰一は、憲法九条に象徴される平和主義は、それを世界に広げる努力を試みない「自分たちの安全を第一にする考え方」「日本国内向けの平和主義だった」という。それを支えたものは自分たちが戦争の犠牲になったという被害感覚であり、その背景には国民の圧倒的多数にとって戦争体験が空襲など日本国内において非戦闘員として受けた被害であったという歴史的事実がある（藤原帰一（2003），p230）。

編者の一人を務めた『平和政策』に寄せた論文では、藤原はさらに議論を進めて、日本の平和運動が広島・長崎での惨禍の経験から第三次世界大戦という「将来の戦争」への反対運動に力を注いだことを評価しつつも、ベトナム戦争を例外として世界各地で起きた「現在の戦争」に関心を向けることはなかったという。「エチオピア戦争やソマリア内戦に対して日本の平和運動が反対したり提言を行ったりしたことがあっただろうか。・・・『将来の戦争』への反対に熱意を注いだ平和運動が、『現在の戦争』に対して奇妙な無関心を貫いたことは否定できない」（藤原帰一（2006），p2）。とりわけ1990年代のカンボジア和平の実現に日本が中心的役割を果たし国連平和維持活動に自衛隊を派遣したときに、日本の平和運動の限界が露わになったという。「カンボジア和平への日本の参加は、内戦が再び起こることのないカンボジアをつくり出すうえで大きな役割を果たした」が「日本の平和運動は、海外派兵を憲法違反として批判することはあっても、カンボジアにおける平和構築のために何ができるのか、その構想を示すことはなかった」（同上，p3）。

「将来の戦争」を憂慮しつつ「現在の戦争」に冷淡な点に日本の平和運動の特質をみた藤原帰一の指摘は、敗戦記念日になると足並みを揃えたかのように「過去の戦争」の体験伝承を訴える新聞各紙が、世界で生じている「現在の戦争」に関心を示さない点に、日本人の平和意識の特質をみた本論冒頭の問題提起と、まさに照応するものといえよう。

2002年に刊行された『平和学をはじめ』の中で池尾は、「アナーキーなシステムにおいて、国家が発動する強制力を指す」軍事力が「ヒエラルキーの様相を帯びる今日の国際システム」では「一種の警察力」になったという理由から、介入の必要性を認めた。「人道的危機が発生しているときに、内政不干渉原則を理由に放置することは、国際世論が許さず「人道的介入が求められるようになってきた」。そのうえで、平和学における軍事力の捉え方の変化と直面するジレンマを指摘する。

平和学は、冷戦期においては・・・軍事力に対する批判を展開するのみであったが、ポスト冷戦期の平和学は、一方では、人道的危機に対し何らかの強制力による介入が必要と考えるが、他方において、権力の濫用を防ぐしくみのない、もしくは、十分に正統性の認められない強制力の行使には慎重であるべきだというジレンマに直面している。(池尾, p47)

介入が許容されるようになったのは、アナキーなシステムにおける軍事力がハイラーキカルなシステムでは警察力に変化したから、という理由づけは成り立つだろうか。米ソ二超大国がそれぞれ目下の同盟国をハイラーキカルに従えていた冷戦期から、権威と暴力装置を独占してきた正統権力の崩壊により暴力がアナキーに拡散し内戦が頻発するポスト冷戦期へ、というのが現実の歴史ではなかったか。ともあれ、池尾の指摘する平和学のジレンマは、日本の平和研究者の多くが直面するジレンマでもあろう

ジレンマを脱するための模索もなされつつある。一つは、小林正弥の「有武装中立」論である。その理由として挙げられるのは、冷戦期のような核戦争の現実的危機が去り戦争が核戦争へと直結しなくなったいっぽうで、日本が米国主導のアフガニスタンやイラクでの戦争に関与を深めている事実である。有武装は平和主義の放棄ではなく「平和主義を思想的に再構築し、ふたたび『中立主義』の旗を高く掲げて平和運動を再生させる」ものと説明される(小林(2003a), 五章)。

小林の平和主義再構築論には「『一国平和主義』という限界」を打破するねらいもこめられている。国是を定めればよかった国民国家中心の時代から、国家を前提にしつつ世界化・地球化が進行し「多層的共同体ないしアイデンティティ」が出現した現在では「多層的コミュニタリアニズム」が求められる。それは、地球的共同体構成員としての「地球的平和主義」と国民国家日本の「有武装中立主義」に立脚した平和主義として実現されるという(同上)。小林の別の論述で補足するならば、小林の構想は「理想主義的現実主義」であり「現実の侵略に対しては自衛の必要性を認める。この場合は『正戦』となる」(小林(2003b), p29)。「正戦論の論理を完全には否定しない」(同上, p27)。

こうした中で、リアリズムに徹した分析と批判を行いながら、ラディカルな実践を提起しているのが加藤朗だ。加藤はまず、日本国憲法9条が想定している戦争が「国権の発動たる戦争」すなわち主権国家同士の「旧い戦争」であり、冷戦後の国際社会が直面する内戦や非国家組織をも担い手とする「新しい戦争」とは違うことに注意を促す。宗教・民族の違いで起きる地域紛争やテロを憲法9条は想定していない。冷戦期には説得力のあった非武装中立論や非武装国民抵抗では「新しい戦争」には対処できない、という。

だが加藤は、すでにみた小林の有武装中立論は自衛戦争を認めている点で違憲だと退け、かわりに非武装の平和維持部隊を紛争地に派遣して紛争調停や平和復興活動に従事させることを

提案する。部隊を組織するのは政府または民間人のボランティアで、それは非武装抵抗主義の実践にほかならない。加藤は、国際平和旅団、メノナイトのキリスト教平和隊、非暴力平和隊など、すでに活動を繰り広げている組織を紹介して、非暴力による紛争調停・解決に対する疑問に答えている。

「殺さない」と同時に、相手にも非暴力を求め、「殺させない」ことではじめて真の意味での非暴力は成立する。しかし、自己犠牲の一方的な非暴力では、本当の意味での非暴力とはならないのではないか。自己犠牲を克服してこそ非暴力運動の意味があるのではないか（加藤, p124）。

原則の提起に対して技術的な問題を投げかけるのは適切ではないだろう。ただ、非武装平和維持部隊を民間人主体に組織するとして、では国家はどう関与するのか。部隊が危機に陥った場合、誰も何もしないのであれば「自己犠牲を克服」したとはいえない。そもそも構成員の安全に関与しない国家があるとするなら、国家は何のために存在するのか問われることになるのではないか。

5. 結語

本論は日本人の平和認識に着目して、「平和主義的」とされる日本人が日本の平和と安全に関わる問題ほどには世界の平和と安全を自らの課題として受け止めていないのではないか、という想定から考察を行ってきた。明らかになったことは、「日本」と「世界」という空間的差異のみならず、問題が「過去の戦争」と「現在の戦争」という時間的差異にも関わっていることである。「過去の戦争」の記憶と伝承に努めることについてはおおむね社会的合意が形成されているのに対して、「現在の戦争」についてはどう対処するかを議論するほどにも関心がもたれていない。この事実は、日本の平和運動が「将来の戦争」への反対運動に情熱を注ぎながら「現在の戦争」には奇妙な無関心を貫いたという藤原帰一の議論とも照応する。

問題はそれだけではない。「過去の戦争」があくまで日本の戦争、あるいは日本の戦争の舞台とされ被害を被ったアジア・太平洋地域の戦争であるのに対して、「現在の戦争」の舞台は一沖縄などが抱える問題についてはひとまず擱くとして一世界の多くは貧困地域である。したがって、時間的差異と空間的差異が複合しつつ「過去の（日本の）戦争」については記憶に努めるが「現在の（世界の貧困地域の）戦争」には関心を払わない、というのが多くの日本人ということになるだろう。

その理由はどこにあるのか。日本人の（過去の）戦争観でしばしば問題にされるのは、被害の記憶には努めるが加害責任を忘却しているということだ。この指摘が事実の一面を衝いているであろうことは、アジア太平洋戦争の記憶のされ方が日本人の平和意識形成に与えた影響を

批判する林の研究が示すとおりである。だが、それだけで現在の戦争に日本人の多くが無関心であったことが説明できるだろうか。1990年代に内戦・武力紛争が頻発したアフリカでは、日本は当時の主要ドナーの中ではほとんど唯一、奴隷貿易にも植民地支配にも関わらなかった。つまり（過去においては）被害者でも加害者でもなかった。だからといって、日本人がかの地の戦争にもっとも関心をもち和平のために尽力したかと言えば、そうも言えない。

過去の出来事について考える努力が現在の出来事を見る目を養う。「歴史とは過去と現在との間の対話」であるとE・H・カーは語った。このメッセージの肝要な点は「対話」であって、「現在」に対する「過去」の一方的な支配にあるのではない。カーはいう。「現在の眼を通してでなければ、私たちは過去を眺めることも出来ず、過去の理解に成功することも出来ない」（カー、p31）。「現在」に対する鋭敏な感覚と問題意識があつてこそ、初めて「過去」との対話は可能となる。英国学派における多元主義と連帯主義の論争から日本人が学ぶべきは、国家主権か人類の連帯か、あるいは秩序か正義か、そのどちらが正解か、ではなく、論争がポスト冷戦期の貧しい紛争地域における暴力と戦争という現実を背景になされてきたことを知ることであろう。日本人はその現実を回避しがちであった。「過去の戦争」だけでなく「現在の戦争」にも正面から向き合うべき段階なのではないだろうか。

注) humanitarian intervention のこと。intervention の訳語として政治学では「介入」、法学では「干渉」という語を当てることが多い。humanitarian intervention については人道的介入の訳が使われることが多いので、それに従った。

<付記> 本論は2012年度科学研究費補助金基盤研究(C)「共生と脱覇権の国際秩序像—英国学派国際関係論による包括的検討」(研究代表者:佐藤誠, 課題番号23530204)および2012年度立命館大学国際地域研究所プロジェクト「英国学派とポスト西洋型国際関係理論に関する批判的検討」(代表:佐藤誠)の成果の一部である。

参考文献・資料

- 『朝日新聞』『京都新聞』『日本経済新聞』『毎日新聞』『読売新聞』各紙, 2012年8月15日朝刊。
池尾靖志(2002)「国際システムの展開」, 池尾靖志編『平和学をはじめ』晃洋書房。
外務省領事局政策課(2012)「海外在留邦人数調査統計 平成24年速報版(平成23年10月1日現在)」
加藤朗(2009)『入門・リアリズム平和学』勁草書房。
川本三郎(2002)『はるかな本, 遠い絵』角川選書。
小林正弥(2003a)『非戦の哲学』ちくま新書。
小林正弥(2003b)『「反テロ」世界戦争批判の公共哲学—「理想主義的現実主義」の観点から』, 小林正弥編『戦争批判の公共哲学—「反テロ」世界戦争における法と政治』勁草書房。

- 坂本義和 (2012) 口頭報告「平和研究の課題」, 立命館大学国際平和ミュージアム開設 20 周年記念国際平和シンポジウム「平和研究所の軌跡・課題・可能性」2012 年 11 月 30 日。
- 自民党総裁 (2012) 談話「終戦記念日にあたって」2012 年 8 月 15 日。
(<http://www.jimin.jp/activity/discourse/118131.html>) 2012 年 11 月 29 日検索
- 社会民主党 (2012) 「敗戦 67 年にあたって (声明)」2012 年 8 月 15 日。
(<http://www5.sdp.or.jp/comment/2012/seimei120815.htm>) 2012 年 11 月 29 日検索
- ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会 (2012) 「2011 年海賊対処レポート」, 2012 年 1 月, 内閣府。
- 日本共産党書記局長 (2012) 「終戦 67 周年記念日にあたって」『しんぶん赤旗』2012 年 8 月 15 日。
- 林博史 (2008) 『戦後平和主義を問い直す—戦犯裁判, 憲法九条, 東アジア関係をめぐって』かもがわ出版。
- 藤原修 (2004) 「平和主義とは何か」, 藤原修・岡本三夫編『いま平和とは何か—平和学の理念と実践』法律文化社。
- 藤原婦一 (2003) 『「正しい戦争」は本当にあるのか』ロッキング・オン。
- 藤原婦一 (2006) 「政策としての平和」, 大芝亮・藤原婦一・山田哲也編『平和政策』有斐閣。
- 民主党幹事長 (2012) 「終戦の日に当たって (談話)」2012 年 8 月 15 日。
(<http://www.dpj.or.jp/article/101339/%E7%B5%...>) 2012 年 11 月 29 日検索。
- 最上敏樹 (2001) 『人道的介入—正義の武力行使はあるか』岩波新書。
- 安丸良夫 (1977) 「戦後イデオロギー論」『日本ナショナリズムの前夜』朝日選書。
- 吉田裕 (2005) 『日本人の戦争観—戦後史のなかの変容』岩波現代文庫。

- Brook, Peter and Nigel Young (1999), *Pacifism in the Twentieth Century*, Syracuse University Press.
- Brown, Chris (1992), *International Relations Theory: New Normative Approaches*, Columbia University Press.
- Bull, Hedley (1977), *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, Columbia University Press = ブル, ヘドリー (白杵英一訳) (2000) 『国際社会論—アナーキカル・ソサイエティ』岩波書店。
- Bull, Hedley (1966), “The Grotian Conception of International Society” in Herbert Butterfield and Martin Wight eds., (1966), *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*, George Allen and Unwin == ブル, ヘドリー (2010) 「グロティウスの国際社会概念」, バターフィールド, H., M. ワイト編 (佐藤誠・安藤次男・龍沢邦彦・大中真・佐藤千鶴子・齋藤洋ほか訳) (2010) 『国際関係理論の探究—英国学派のパラダイム』日本経済評論社。
- Carr, E.H. (1961), *What is History?*, Macmillan = カー, E.H. (清水幾太郎訳) (1962) 『歴史とは何か』岩波新書。
- Ceadel, Martin (1980), *Pacifism in Britain 1914-1945: The Defining of a Faith*, Clarendon Press.
- Finnemore, Martha (2003), *The Purpose of Intervention: Changing Beliefs about the Use of Force*, Cornell University Press.
- Hurrell, Andrew (2007), *Global Order: Power, Values, and the Constitution of International Society*, Oxford University Press.
- Jackson, Robert (2000), *The Global Covenant: Human Conduct in a World of States*, Oxford University Press.
- Kaldor, Mary (1999), *The New and Old Wars: Organised Violence in a Global Era*, Stanford University

- Press = カルドー, メアリー (山本武彦・渡辺正樹訳) (2003) 『新戦争論—グローバル時代の組織的暴力』 岩波書店。
- Linklater, Andrew (2011) "International Society and the Civilizing Process", *Ritsumeikan International Affairs*, vol.9, Feb.2011.
- Ramsbotham, Oliver and Tom Woodhouse (1996), *Humanitarian Intervention in Contemporary Conflict: A Reconceptualization*, Polity.
- Shapcott, Richard (2010), *International Ethics: A Critical Introduction*, Polity = シャプコット, リチャード (松井康浩・白川俊介・千知岩正継訳) (2012) 『国際倫理学』 岩波書店。
- Teichman, Jenny (1986), *Pacifism and the Just War: A Study in Applied Philosophy*, Basil Blackwell.
- Walzer, Michael (1977), *Just and Unjust Wars: A Moral Argument with Historical Illustrations*, Basic Books = ウォルツァー, マイケル (萩原能久監訳) (2008) 『正しい戦争と不正な戦争』 風行社。
- Wheeler, Nicholas, J. (1992) = "Pluralist or Solidarist Conceptions of International Society: Bull and Vincent on Humanitarian Intervention", *Millennium-Journal of International Studies*, vol.21, no.3.
- Wheeler, Nicholas, J. (2000), *Saving Strangers: Humanitarian Intervention in International Society*, Oxford University Press.

(佐藤 誠, 立命館大学国際関係学部教授)

Peace Images of Japanese People: Viewed in Light of Debates between “Pluralists” and “Solidarists” in the English School of International Relations

The tragedy at a natural gas plant in Algeria where dozens of hostages including ten Japanese were killed by extreme Islamist terrorists made clear that the “war on terror” has actually increased and dispersed terrorism all over the world. It also indicates that peace and security for Japan is naturally inseparable from peace and security in other parts of the world. Since their country’s defeat in the Second World War, the Japanese people have made substantial efforts to keep and reconsider their memory of the *war in the past*, while paying little attention to *wars in the same age* happening in other parts of the world. In parallel with this attitude among the public, many students of Peace Studies seem to have not thought seriously about their contribution to ending contemporary conflicts, while ambiguously seeing themselves as “pacifists.” It is argued here that the careful examination of the debates between the “pluralists” and the “solidarists” in the English School of international relations will give Japanese students suggestions on deepening their understanding of how to achieve a realistic contribution to global peace.

(SATO, Makoto, Professor, College of International Relations, Ritsumeikan University)

